

# 事務所通信

## どのような所得で確定申告？（H28年分）

下記の様であれば、一般的に確定申告が必要です。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 事業を行っている。土地、建物等の賃貸収入がある。   |
| <input type="checkbox"/> 2ヶ所以上の会社から、給与をもらっている。  |
| <input type="checkbox"/> 養老保険・建物共済等の満期金、民間の生保会社から年金等を受け取った。   |
| <input type="checkbox"/> 公的年金等を400万円超ある。★400万円以下でも確定申告が必要な場合があります。→事務所通信26年11月号参照   |
| <input type="checkbox"/> 株式等（源泉有りの特定口座以外にて）を売却した。   |
| <input type="checkbox"/> 株式等を売却して損失があった。→ 損失を翌年以後に繰越して、翌年以後の利益と相殺できます。  |
| ★株式の配当を受け取った場合（下記配当控除の適用は無し）  |
| <input type="checkbox"/> 特定口座内（源泉有り）に受入した配当金（口座内すべて）< 株式の当年損失<br>→ 口座内損失と自動相殺されます（口座が違うと自動相殺されません）。<br>→ 申告によって相殺後の損失を翌年以後に繰越可能                                 |
| <input type="checkbox"/> 特定口座内（源泉有り）に受入した配当金（口座内すべて）> 株式の当年損失<br>→ 相殺後の金額は配当所得になります。→ 株式の以前の損失と相殺可能<br>（以前の損失が無い場合は申告不要を選択可）→ 源泉徴収された税金が還付                      |
| <input type="checkbox"/> 特定口座以外の配当金（銘柄等選択可）がある → 株式の当年損失又は以前の損失と相殺可能 → 申告によって源泉徴収された税金が還付   |
| <input type="checkbox"/> 株式の配当を受け取った（確定申告して配当控除を適用）<br>上場株式（税率15.315%+地方税5%）の配当<br>課税所得695万円以下 → 申告する方が有利<br>未上場株式（税率20.42%+地方税なし）の配当<br>課税所得900万円以下 → 申告する方が有利 |
| <input type="checkbox"/> 土地、建物、ゴルフ会員権等を売却した。<br><br>ゴルフ・リゾート会員権は、H26.4.1以後の売却分から<br>他の所得と損益通算できなくなりました（総合課税譲渡所得内で内部通算は可）。                                       |

確定申告が必要と思われる方は、早い目にご相談ください。

**田畑浩正税理士事務所**

〒518-0711 三重県名張市東町1718

TEL 0595-64-5430 FAX 0595-64-6716